

法人税実務事例検討

子会社株式の譲渡前に行った債権放棄損の取扱い

E Y 税理士法人 顧問
税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

子会社株式の譲渡前に、その子会社に対する債権を合理的な再建計画に基づかないまま放棄した場合、その債権放棄損は寄附金として処理することが相当である。

事

例

当社の 100 % 出資の子会社である A 社は、当社の事業とのシナジーも少なく、業況不振により債務超過の状態であり、A 社の自主再建は難しいと考えられました。

そのため、A 社と同業の B 社（当社と資本関係なし）に A 社株式を譲渡し、B 社に A 社の経営権を譲渡することにしました。

ところで、A 社には当社から運転資金を貸し付けており、かつ、A 社は債務超過でもあることから、当社から A 社への貸付金 7 千万円を全額債権放棄したうえで、A 社株式を 4 千万円（債権放棄後の簿価純資産額であり、時価純資産額）で B 社に譲渡することになりました。

この債権放棄損 7 千万円は、当社が A 社の経営権の譲渡に伴い発生するものであることから、税務上の損失として認められますか。

(A 社貸借対照表)

諸資産	80,000,000	諸負債	40,000,000
		親会社借入金	70,000,000
		資本金	50,000,000
		未処分利益	△ 80,000,000

※ 諸資産には含み損益なし

【当社の会計処理】

債権放棄損	70,000,000 円	／	A 社貸付金	70,000,000 円
未収金	40,000,000 円	／	A 社株式	50,000,000 円
株式譲渡損	10,000,000 円	／		

【A 社の会計処理】

親会社借入金	70,000,000 円	／	債務免除益	70,000,000 円
--------	--------------	---	-------	--------------

I 本事例における法令等の検討

1 貸倒損失

法人税基本通達 9-6-1 《金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ》では、以下のように定められており、(4)で債権放棄した場合における税務上の貸倒損失として損金算入が認められる要件を明らかにしています。

9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられるこ

ととなった部分の金額

- イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
 - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

2 子会社等を整理する場合の損失負担等

法人税基本通達 9-4-1 《子会社等を整理する場合の損失負担等》では、以下のように定められており、子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い債権放棄した場合に損金算入が認められる要件を明らかにしています。

9-4-1 法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の

損失負担又は債権放棄等（以下 9－4－1 において「損失負担等」という。）をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

(注) 子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれる。

3 国税庁のタックスアンサー

国税庁のタックスアンサー No.5280（子会社等を整理・再建する場合の損失負担等に係る質疑応答事例等）の Q 2－4 では、子会社等の整理をする場合の損失負担等が損金算入として認められる要件を明らかにしています。

【Q 2－4】

子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等が経済合理性を有しているか否かはどのように検討するのですか（合理的な整理計画又は再建計画とはどのようなものをいうのですか）。

【A 2－4】

子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等が経済合理性を有しているか否かは、次のような点について、総合的に検討することになります。

- 1 損失負担等を受ける者は、「子会社等」に該当するか。
 - 2 子会社等は経営危機に陥っているか（倒産の危機にあるか）。
 - 3 損失負担等を行うことは相当か（支援者にとって相当な理由はあるか）。
 - 4 損失負担等の額（支援額）は合理的であるか（過剰支援になっていないか）。
 - 5 整理・再建管理はなされているか（その後の子会社等の立ち直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか）。
 - 6 損失負担等をする支援者の範囲は相当であるか（特定の債権者等が意図的に加わっていないなどの恣意性がないか）。
 - 7 損失負担等の額の割合は合理的であるか（特定の債権者だけが不当に負担を重くし又は免れていないか）。
- (注) 子会社等を整理する場合の損失負担等（法基通 9－4－1）の経済合理性の判断の留意点
- ・ 上記 2 については、倒産の危機に至らないまでも経営成績が悪いなど、放置した場合には今後より大きな損失を蒙ることが社会通念上明らかであるかを検討することになります。
 - ・ 上記 5 については、子会社等の整理の場合には、一般的にその必要はありませんが、整理に長期間を要するときは、その整理計画の実施状況の管理を行うこととしているかを検討することになります。

II 本事例における取扱いの検討

1 貸倒損失に該当するか

上記の法人税基本通達 9-6-1(4)において、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権について弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対して書面により明らかにした債務免除額については、税務上、貸倒損失として損金の額に算入することが認められています。

ところで、A社に対する債権放棄は、A社株式の譲渡前にA社の債務超過を解消するために行われたものではありませんが、A社の状態が債務超過の状態であるとしても、A社に対する貸付金のすべてが弁済を受けることができないとは認められません。

したがって、貴社の債権放棄損 7 千万円は、貸倒れとは認められず、A社に対する債権放棄については、税務上は、貴社がA社に債務免除をしたもの（寄附金）と取り扱われることになります。

(注) A社は3千万円の債務超過であり、債権放棄後の純資産は4千万円になります。

2 子会社整理損に該当するか

A社は貴社の100%子会社であり、同業であるB社にそのA社株式を譲渡することから、貴社の債権放棄損が子会社整理損に該当するか検討します。

上記タックスアンサーの回答のように、A社は債務超過の状態にあるわけですが、同業のB社はA社株式を取得し、A社の事

業を継続する見込みであることから、経営危機に陥っているとは認められず、また、親会社である貴社がA社に運転資金を貸し付けていたことから、A社が倒産の危機に直面していたとも認められないため、上記 I 3 のタックスアンサー【A 2-4】の 2 の要件を満たしていません。

そして、貴社の債権放棄額が、貴社からA社への貸付金の全額であることや債権放棄後のA社の純資産が3千万円になることから、上記 I 3 のタックスアンサー【A 2-4】の 4 の支援額として適正な額であるとも認められません。

したがって、法人税基本通達 9-4-1 の「その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるとき」には該当しませんので、貴社の債権放棄額は子会社整理損に該当せず、原則のとおり、貴社からA社に対する経済的利益の供与として寄附金として処理することが相当です。

なお、貴社とA社の関係は、完全支配関係にあることから、貴社の債権放棄損 7 千万円は完全支配関係のあるA社に対する寄附金に該当し、その全額が損金不算入となり、その債権放棄によりA社で計上された受贈益 7 千万円はその全額が益金不算入となります。

さらに、貴社の保有するA社株式に係る寄附修正が必要となります。

(貴 社)

【会計処理】

債権放棄損	70,000,000 円	／	A 社貸付金	70,000,000 円
未収金	40,000,000 円	／	A 社株式	50,000,000 円
株式譲渡損	10,000,000 円			

【税務処理】

寄附金 (損金不算入)	70,000,000 円	／	A 社貸付金	70,000,000 円
A 社株式	70,000,000 円	／	寄附修正	70,000,000 円
未収金	40,000,000 円	／	A 社株式	120,000,000 円
株式譲渡損	80,000,000 円			

【税務修正】

寄附金 (損金不算入)	70,000,000 円	／	債権放棄損	70,000,000 円
A 社株式	70,000,000 円	／	寄附修正	70,000,000 円
株式譲渡損	70,000,000 円	／	A 社株式	70,000,000 円

(A 社)

【会計処理】

親会社借入金	70,000,000 円	／	債務免除益	70,000,000 円
--------	--------------	---	-------	--------------

【税務処理】

親会社借入金	70,000,000 円	／	債務免除益	70,000,000 円
債務免除益	70,000,000 円	／	債務免除益 (益金不算入)	70,000,000 円

【税務修正】

債務免除益	70,000,000 円	／	債務免除益 (益金不算入)	70,000,000 円
-------	--------------	---	-----------------	--------------

電子書籍販売開始

大蔵財務協会 × BookLive!

税の専門書・実務書をスマホ・タブレット・PCで読める
国内最大級の電子書籍ストアBookLiveで販売開始

順次刊行中

弊協会発行の電子書籍を

「BookLive!」で販売しております。
スマートフォンやタブレットなどで
ご購入いただけます。

BookLive!

「BookLive!」は、株式会社 BookLive が運営する国内最大級の電子書籍ストアです。
大蔵財務協会ホームページから、BookLive! ストアサイトへ移動できます。

※なお、電子書籍の販売は、国税速報ご購読者特典割引の対象外です。

(貴社の申告調整)

【別表 4】

所得の金額の計算に関する明細書			事業 年度	〇〇・〇・〇 〇〇・〇・〇〇	法人名	〇〇会社	
区 分			総 額	処 分			
				留 保		社 外 流 出	
				①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額		1	円	円	配 当	円	
					そ の 他		
減 算	減価償却超過額の当期認容額	12					
	納税充当金から支出した事業 税等の金額	13					
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「16」又は「33」)	14			※		
	外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「13」)	15			※		
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16			※		
	適格現物分配に係る益金不算入額	17			※		
	法人税等の中間納付額及び 過額納に係る還付金額	18					
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19			※		
	A 社 株 式 譲 渡 損 認 容	20	70,000,000	70,000,000			
	小 計	21			外 ※		
仮 計		22			外 ※		
(1)+(11)-(21)							
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の二)「25」)		23			そ の 他		
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)の三)「10」)		24	△		※	△	
仮 計 (22)から(24)までの計)		25			外 ※		
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)		26	70,000,000		そ の 他	70,000,000	
法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特 別所得税額(別表六(一)「6」の②)+復興特別法人税申告書別表二「6」の②」)		29			そ の 他		
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)の二)「7」)		30			そ の 他		
合 計 (25)+(26)+(29)+(30)		33			外 ※		

【別表 5 (1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書			事業年度	〇〇・〇・〇 〇〇・〇・〇〇	法人名	〇〇会社	
I 利益積立金額の計算に関する明細書							
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③		
			減	増			
		①		②	③	④	
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円		
積 立 金	2						
A 社 株 式 (寄 附 修 正)	3		70,000,000	(注 1) 70,000,000			

(注 1) A 社株式の寄附修正による増額は別表 4 には記載されません。

(A 社の申告調整)

【別表 4】

所得の金額の計算に関する明細書			事業 年度	〇〇・〇・〇 〇〇・〇・〇〇	法人名	A社		
区 分			総 額	処 分				
				留 保		社 外 流 出		
				①		③		
当期利益又は当期欠損の額		1	円		円		配 当	円
							そ の 他	
減	減価償却超過額の当期認容額	12						
	納税充当金から支出した事業 税等の金額	13						
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「16」又は「33」)	14					※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「13」)	15					※	
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16	70,000,000				※	70,000,000
算	適格現物分配に係る益金不算入額	17					※	
	法人税等の中間納付額及び 過誤納に係る還付金額	18						
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19					※	

※ 100 %グループ内の寄附金に係る寄附修正については、平成 24 年 5 月 21 日付本誌第 6215 号『100 %グループ内の法人間で寄附が行われた場合の寄附修正の取扱い』を参照してください。

〔参 考〕

貴社がA 社株式譲渡前に合理的な再建計画を策定し、その再建計画により見込まれる親会社としての貴社の負担額を検討した結果、貴社の損失負担額が最も少なくなるように債権放棄額を3 千万円とし、A 社株式を1 円でB 社に譲渡した場合の処理を記載します。

貴社の債権放棄損は、A 社の経営権の譲渡に伴うものとして、法人税基本通達 9－4－1 の適用を受けることができる場合に該当するものとします。

(貴社)

【会計処理】

債権放棄損	30,000,000 円	／	A 社貸付金	70,000,000 円
現金預金	40,000,000 円	／		
未収金	1 円	／	A 社株式	50,000,000 円
株式譲渡損	49,999,999 円	／		

【税務処理】

同上

【税務修正】

なし

(A 社)

【会計処理】

現金預金	40,000,000 円	／	B 社借入金	40,000,000 円
親会社借入金	70,000,000 円	／	債務免除益	30,000,000 円
		／	現金預金	40,000,000 円

(注 2) B 社から借り入れた 4 千万円で貴社からの借入金 7 千万円のうち 4 千万円を返済し、3 千万円の債務免除を受けたものとしております。

【税務処理】

同上

【税務修正】

なし

(注 3) 貴社の債権放棄損 3 千万円と株式譲渡損 49,999,999 円は損金算入されます。また、A 社の債務免除益 3 千万円も益金算入されます。

(了)

大蔵財務協会 刊行書籍のご案内

本誌ご購入者は
定価の 2 割引・送料当会負担



図 解 平成 27 年版

国 税 通 則 法

黒坂昭一・佐藤謙一 編著
B 5 判・580 頁
定価 **3,300 円**
(本体価格 3,056 円＋税)



図 解 平成 27 年版

会 社 法

大坪 和敏 監修 B 5 判・450 頁
定価 **3,200 円**
(本体価格 2,963 円＋税)

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3265) 4141 FAX 03 (3264) 0524